

山北町中小企業・小規模事業者等持続化支援助成金のご案内

山北町中小企業・小規模事業者等持続化支援助成金とは？

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることから、令和2年度に実施した同助成金の内容を拡充し、町内事業者の事業の継続を支援するために町が交付する助成金です。

拡充した内容は？

- ・減少率が50%以上の事業者も対象となりました。（拡充前は「20%以上50%未満の減少率であり、国の持続化給付金の対象でないこと」）
- ・比較する月の売上が「前年同月」から「前年同月又は前々年同月」となりました。

支給対象は？

次の全ての要件を満たす事業者が対象となります。

- ・町内に事務所又は事業所を有する中小企業者等（ただし、農業、不動産業を主たる事業として営む個人、政治団体、宗教上の組織若しくは団体等は対象外となります。）
- ・事業継続のための意思を有しているもの
- ・町税及び使用料等に滞納がないもの
- ・代表者や役員又は従業員等が山北町暴力団排除条例に規定されている暴力団員等でないこと
- ・令和3年4月1日以前から事業を開始しているもの
- ・令和3年度中に既にこの助成金の交付を受けていないもの
- ・令和3年4月1日から本助成金の交付申請時までにおいて、山北町以外の市区町村において類似する金銭交付を受けていないもの
- ・令和3年1月から6月までのいずれか1か月における売上高が前年同月または前々年同月の売上高より20%以上減少しているもの（前年同月の売上がない場合には算定方法が異なりますので、お問い合わせください。）

※令和2年度に支給を受けた事業者においても、対象期間内に要件を満たした場合には交付対象となります。

支給額は？

- 法人の場合 上限20万円
- 個人の場合 上限10万円

申請期間は？

申請受付期間は令和3年6月7日（月）～令和3年8月31日（火）（消印有効）です。

申請方法は？

原則、郵送受付となります。町ホームページから様式をダウンロードしていただき、次の申請先に必要書類を添付し、郵送してください。

○必要書類

- ・第1号様式（山北町中小企業・小規模事業者等持続化支援助成金交付申請書）
- ・第4号様式（山北町中小企業・小規模事業者等持続化支援助成金請求書）
- ・対象月と比較した月の属する事業年度の確定申告書の写しと月ごとの売上高がわかる書類
（例）R3.6月と比較する場合、R2.6月又はR1.6月の売上高がわかる書類とその年の確定申告書
- ・対象月（令和3年1月から6月までのいずれか1か月）における売上高がわかる書類
- ・履歴事項全部証明書（法人のみ）（※最新の内容のもの）
- ・身分証明書の写し（個人のみ）（※運転免許証、個人番号カード等写真付きのもの）
- ・振込口座の通帳の写し（申請者名義の口座）（※表面と通帳を開いた1・2ページ目の両方）

○提出先

〒258-0195 山北町山北 1301-4
山北町商工観光課 宛

問い合わせ先は？

山北町商工観光課

電話0465-75-3646【平日 8:30～17:15】

※申請書、請求書の記入にあたっては、記入例をご覧ください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、提出はなるべく郵送でお願いします。

※この助成金は、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用した事業です。

〒258-0195
山北町山北 1301-4
山北町商工観光課 宛
（持続化支援助成金申請書在中）

⇐提出の際は左の宛先部分を切り取り、封筒にお貼りください。
（切手はご用意ください。）